

## 02-013

## わが国の里親制度に対する医療従事者の理解度：アンケート調査から見た里親・養親が医療機関に望むこと

石崎 優子<sup>1</sup>、古川 恵美<sup>2</sup>、山上 有紀<sup>3</sup>、田邊 敦子<sup>3</sup>、池田 友美<sup>4</sup>、竹中 義人<sup>5</sup>、長濱 輝代<sup>6</sup>、金子 一成<sup>1</sup><sup>1</sup>関西医科大学 医学部 小児科<sup>2</sup>畿央大学教育学部<sup>3</sup>公益社団法人 家庭養護促進協会<sup>4</sup>摂南大学看護学部<sup>5</sup>たけななキッズクリニック<sup>6</sup>大阪市立大学大学院 生活科学研究科

## 【はじめに】

児童虐待の増加により社会的養護を要する子どもが増加している。演者らは先に被虐待児が医学的に入院が必要ないにもかかわらず、家庭の問題により退院できない社会的入院について報告した(石崎, 日本医事新報, No4826, 2016)。このような子どもは家庭的養育を提供する里親の元で養育されることが望ましいが、わが国では施設入所が多く、里親・養親制度は広がっているとは言えない。今回、小児医療がわが国における里親・養親制度の推進において果たすべき役割を明らかにするために、養親が医療で困った経験や医療に望むことを調査したので報告する。

## 【対象と方法】

2018年8月、公益社団法人家庭養護促進協会大阪事務所を通じて、20歳までの子どもを持つ養親265組に質問紙を郵送し、無記名で記入を求め事務所宛に返信を求め、その結果を解析した。

## 【結果】

(1)返送数は134通(回収率50.6%)であった。内訳は、養子の性別が男子61名(45.5%)で平均年齢は7.5歳、養親の平均年齢は養父43.0歳、養母41.9歳であった。(2)「養子縁組成立前に医療施設の受診の際に困った経験」として挙げられたのは、頻度順に「手術等医療行為の同意書に関すること」97.7%、「予防接種の同意書に関すること」88.1%、「子どもの既往歴が不明」82.7%、「母子手帳の記載に関すること」74.2%、「医療券への理解がない」58.6%、「子の姓が違う」53.4%、「子どもの実家族の病歴が不明」48.5%、「縁組成立後」は「母子手帳の記載に関すること」67.2%、「子どもの既往歴がわからない」64.2%、「家族の病歴がわからない」41.0%であった。3)「里親・養親として小児の医療施設で相談したいことは何か」に対する回答では、「思春期の問題」61.2%、「育てにくさ」59.0%、「身体発育に関すること」56.0%、「心の成長に関すること」51.5%、「子どもの病気全般に関すること」50.7%であった。

## 【考察】

今回の調査の結果から、1)多くの小児医療施設の医療従事者が、わが国の里子に対する医療制度を十分に理解していないこと、2)養親は子どもの既往歴や実親の病歴聴取に困惑していること、3)養親は小児医療従事者に子どもの身体と心理の問題を相談したいと考えていること、が明らかになった。したがってわが国において里親・養親制度を推進するためには、小児に医療従事者が里子に対するわが国の医療制度に精通し、里親・養親の相談に積極的に対応する必要があると考えられた。

## 02-014

## 大阪府南部児童虐待防止医療ネットワーク事業の実績と課題

仁木 敦子<sup>1</sup>、植田 紀美子<sup>1</sup>、山田 麻記子<sup>1</sup>、小杉 恵<sup>1</sup>、三宅 和佳子<sup>1</sup>、平山 哲<sup>1</sup>、田家 由美子<sup>1</sup>、福井 伊左子<sup>1</sup>、川口 めぐみ<sup>1</sup>、中川 紋子<sup>1</sup>、山崎 和美<sup>2</sup>、祖父江 由佳<sup>2</sup>、浅田 留美子<sup>2</sup>、佐藤 拓代<sup>1</sup>、光田 信明<sup>1</sup><sup>1</sup>地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター<sup>2</sup>大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課

## 【背景・目的】

医療機関において児童虐待に関する知識や組織的対応の体制が不十分であるとの課題から、厚生労働省は平成24年に「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始した。当該事業は、医療関係者への研修・連絡会等(以下、連絡会)の実施により地域の医療機関の児童虐待対応ネットワークをすすめ、医療機関における児童虐待対応、発生予防、早期発見の対応能力の強化を図ることを求めている。大阪府では、平成29年度から府内2カ所の拠点病院(北部は愛仁会高槻病院、南部は大阪母子医療センター)に事業を委託し、また、救急告示医療機関認定基準に「児童虐待に関する委員会設置または児童虐待対応マニュアルの作成」を追加し、医療機関の対応力強化を図っている。連絡会では、児童虐待に関する基礎知識の講義(知識編)と院内体制整備の講義(院内体制整備編)及びネットワークの強化を意図した意見交換を行った。平成30年度事業を分析し、救急告示医療機関における児童虐待対応能力向上への寄与と課題を考察した。

## 【方法】

府内283機関の二次・三次救急告示医療機関のうち南部は135機関を対象に連絡会を12回開催した。参加機関の標榜科、参加者職種を集計し連絡会の内容別(知識編/院内体制整備編)に分析した。

## 【結果】

55機関(41%)、延べ168機関が参加した。参加機関の主たる標榜科別では、救命救急(6機関/6機関中)、小児科(同9/12)、産婦人科(同4/7)、整形外科(同16/47)、精神科(9/19)であった。延べ参加者数は291名であり、職種別内容別(知識編/院内体制整備編)では、医師(23/22)、看護師(44/36)、MSW(55/52)、事務(19/18)、他(12/10)であった。参加者からは他機関との意見交換が有意義であるとの意見が多かった。

## 【考察】

対象医療機関の4割が連絡会に参加し、主たる標榜科が救命救急、小児科、産婦人科である医療機関に限ると5割以上が参加していた。職種によって連絡会の内容による参加傾向に差はなかった。児童虐待対応能力を高めるためには多職種が同じ知識と重要性の認識を持って進めていくことが重要である。拠点病院が多職種医療スタッフが意見交換できる連絡会を開催する意義は大きい。次年度は各医療機関の児童虐待対応マニュアル作成や院内体制整備の具体的方法に焦点をあてた連絡会を企画し、参加機関の増加を図る。